



29春地福第1994号
平成30年2月20日

各地域包括支援センター長 様

春日井市長 伊藤 太

介護予防ケアマネジメントにおける自立支援を促進するサービス利用
について（通知）

厳寒の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本市では、平成30年4月から介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス及び通所型サービスの見直しにより、サービスの充実を図ります。

つきましては、介護予防ケアマネジメントにおいて、多様なサービスを適切に利用し、高齢者の能力を活かした自立支援を促進するため、別紙のとおりサービス内容及び利用者の状態像を示しますので、適切に業務を実施してください。

問い合わせ 健康福祉部地域福祉課

地域包括ケア推進室 上野 千代原

電話 85-6187

高齢者の能力を活かした自立支援を促進するサービス利用について

1 概要

介護予防・日常生活支援総合事業は、介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの他、基準を緩和したサービス、短期集中型サービス及び住民主体サービスの多様なサービスの利用を通じて、高齢者一人ひとりの心身状態や生活課題を解決し、自立を支援して生活の質の向上を図るものです。

今般、訪問型サービスの緩和した基準によるサービスの創設、通所型サービスの緩和した基準によるサービスの基準の改正等によりサービスの一層の充実を図ります。

併せて、利用者の状態像の目安を示すことにより、利用者の状態に応じた適切なサービスの利用調整を推進し、高齢者の能力を活かした自立支援を促進します。

2 サービス内容

訪問型 サービス	介護予防訪問介護相当 サービス	身体介護が必要又は認知症等により専門的な 支援が必要な利用者に訪問型サービスを提供 する
	緩和した基準による サービス	身体介護を要しない家事援助等が必要な利用 者に訪問型サービスを提供する
	短期集中型サービス	生活機能や活動量が低下した利用者に生活機 能訓練の訪問型サービスを提供する
通所型 サービス	介護予防通所介護相当 サービス	入浴等のサービス提供内容に身体介護が必要 又は認知症等により専門的な支援が必要な利 用者に通所型サービスを提供する
	緩和した基準による サービス	利用者にレクリエーション又は行事等を通じ て、必要な日常生活上の支援等の通所型サー ビスを提供する
	短期集中型サービス	生活機能や活動量が低下した利用者に生活機 能訓練の通所型サービスを提供する

3 状態像の目安

介護予防訪問介護 相当サービス	身体介護が必要又は認知症等により専門的な支援を要する
	<ul style="list-style-type: none">・主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度がA 2以上・主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上・精神障がい等により専門知識を要する対応を必要とする
介護予防通所介護 相当サービス	入浴等のサービス提供内容に身体介護が必要又は認知症等により専門的な支援を要する
	<ul style="list-style-type: none">・主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度がA 2以上・主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上・洗身、排泄、衣服着脱、食事摂取に見守り又は一部介助を要する

※事業対象者については、主治医意見書が無い場合、面談によるアセスメントや主治医からの意見聴取により状態像を確認することとする。

※上記状態像の目安に該当した場合、直ちに相当サービスを提供するものではなく、介護予防ケアマネジメントにより、適切なサービスを提供することに変わりがないことに留意すること。

4 適用開始時期

本通知は、平成30年4月1日より適用する。ただし、既に介護予防ケアマネジメントを利用する者については、ケアプランの評価・見直し時に適用する。